広島県告示第六百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年七月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年七月十一日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　道路の種類

県道

二　路線名

福山沼隈線

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
福山市水呑町字洗谷四八二三番地先県道福山鞆線交差点から福山市熊野町字鳴乙丙一三〇六番三地先まで	旧	一〇・〇〇～四五・〇〇	三、一九九・五〇	
福山市草戸町四丁目一一九六番一二地先から福山市草戸町四丁目三三三番一地先まで	旧	一七・八〇～一九・五〇	四七〇・〇〇	
福山市瀬戸町大字長和字王子原二〇七三番地先から福山市熊野町字鳴乙丙一三〇六番三地先まで	旧	一一・〇〇～九四・九〇	三、一九三・〇〇	
福山市水呑町字洗谷四八二三番地先県道福山鞆線交差点から福山市熊野町字鳴乙丙一三〇六番三地先まで	新	一〇・〇〇～四五・〇〇	三、一九九・五〇	ダブルウェイ延伸
福山市草戸町四丁目一一九六番一二地先から福山市熊野町字鳴乙丙一三〇六番三地先まで	新	一一・〇〇～九四・九〇	四、九二八・〇〇	県道福山鞆線及び県道熊野瀬戸線と一部重複